

○旅費業務の処理要領について（通知）

昭和49年11月11日
海幕監第5363号

改正 昭和51年 5月27日 海幕監第2174号
昭和52年11月26日 海幕監第5276号
昭和54年 9月12日 海幕監第3527号
昭和56年 6月25日 海幕監第2971号
昭和62年 2月16日 海幕監査第706号
昭和63年 4月 4日 海幕監査第1666号
昭和63年 4月 8日 海幕監査第1771号
平成 2年 3月16日 海幕監査第1365号
平成12年 8月 1日 海幕監査第3914号
平成18年 2月24日 海幕監査第1277号
平成19年 1月 9日 海幕監査第 53号
平成19年 8月31日 海幕監査第6051号
平成19年 9月18日 海幕監査第6386号

海上幕僚監部経理補給部長から各部隊の長・各機関の長あて

標記について、別紙の要領により昭和49年12月 1日から実施することに定められ、下記通達類は、昭和49年11月30日をもって廃止されたので通知する。

なお、旅費予算の執行に当たっては、旅費の抑制、旅行日数の短縮及び官用便の利用等を図り、極力経費支出の節減に務め、予算の効率的使用について特に留意されたい。

記

- 1 大湊その他各地間の旅行順路に関する通ちよう（2幕経経第377号。29. 3. 29）
- 2 昭和30年 7月以降の旅費運用方針に関する通達（海幕経経第503号。30. 7. 9）
- 3 海上自衛隊各部隊所在地間の赴任旅行日数に関する通達（海幕経経第580号。30. 8. 11）
- 4 艦船建造の現場監督に従事する隊員等に支給する旅費に関する通ちよう（海幕経経第351号。30. 5. 20）
- 5 旅費の取扱に関する通達（海幕経経第851号。30. 11. 1）
- 6 在勤地の地域の指定に関する通達（海幕経経第105号。31. 3. 29）
- 7 在勤地の地域指定に関する通達（海幕経監第113号。31. 4. 2）
- 8 旅費取扱の特例に関する通達（海幕経監第123号。32. 5. 7）
- 9 旅費の特例に関する通達（海幕経監第170号。33. 6. 23）
- 10 自衛隊の病院に入院中の隊員が乗組艦艇に復帰するため旅行する場合の旅費支給庁に関する通達（海幕経監第24号。36. 2. 21）

- 11 爆発物件の処理のため旅行する隊員の旅費に関する通知（海幕経監第57号。36. 5. 24）
 - 12 特別急行料金等の支給要領に関する通達（海幕監第452号。37. 1. 24）
 - 13 削除
 - 14 赴任旅費の概算払に関する通達（海幕経第4405号。38. 8. 1）
 - 15 教育、訓練等終了後派遣元部隊等の所在地と同一地内等にある部隊等へ転任のため旅行する場合の旅費について（依命通達）（海幕監第5926号。38. 10. 10）
 - 16 新幹線特急料金の取扱について（海幕監第5638号。39. 9. 30）
 - 17 旅費の計算要領について（通知）（海幕監第1290号。41. 3. 19）
 - 18 旅費規定の運用について（通知）（海幕監第2451号。45. 5. 15）
 - 19 小笠原諸島へ旅行する場合の旅費について（通知）（海幕監第2961号。45. 6. 10）
- 添付書類：別紙「旅費業務処理要領」

別 紙

旅費業務処理要領

（在勤地の地域指定の申請）

- 1 旅行命令権者（海幕監査第4号（19. 1. 5）により旅行命令等の権限を委任されている者をいう。以下同じ。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する在勤地の範囲が、同条同項の規定によると著しく当を欠く場合には、事情を具し海上幕僚長に申請するものとする。

（在勤地の指定）

- 2 次の表の左欄に掲げる在勤官署に勤務する隊員の在勤地の地域は、同表の右欄に掲げる地域とする。

在勤官署名	在勤地の地域
呉市に所在する部隊等（呉地方総監部に在籍する艦艇を含む。）	在勤官署から8キロメートル以内の地域のうち、江田島市に属する地域を除いた地域
江田島市に所在する部隊等	在勤官署から8キロメートル以内の地域のうち、呉市及び坂町に属する地域を除いた地域

（旅行経路）

- 3 法第7条の規定による旅費計算上の旅行経路は、社会一般の者が通常利用する経路を第1要件として、この経路が2以上ある場合には、旅行目的、移動時間及び旅行日数（日当、宿泊料等の所要額）等を考慮して経費が最も経済的な経路を第2要件として、旅行命令権者が決定するものとする。（後払証による移動経路は、この旅行経路を準用する。）。ただし、赴任に伴う移転料算出のための旅行経路は、最も経済的な経路によるものとする。

（基幹とする旅行経路）

- 4 旅行命令権者が、旅行経路を決定するに当たり、基幹とする旅行経路は、次によるほか、各警備区ごとの各地方総監部経理部長が相互調整の上、定めるものとする。

区 間	経 路
海幕～横監	市ヶ谷～東京～横須賀
海幕～呉監	市ヶ谷～東京～広島～呉
海幕～佐監	市ヶ谷～東京～博多～佐世保
海幕～舞監	市ヶ谷～東京～京都～東舞鶴
海幕～大監	市ヶ谷～上野～八戸～大湊
横監～呉監	横須賀～新横浜～広島～呉
横監～佐監	横須賀～新横浜～博多～佐世保
横監～舞監	横須賀～新横浜～京都～東舞鶴
横監～大監	横須賀～東京～八戸～大湊
呉監～佐監	呉～広島～博多～佐世保
呉監～舞監	呉～広島～京都～東舞鶴
呉監～大監	呉～広島～東京～八戸～大湊
佐監～舞監	佐世保～博多～京都～東舞鶴
佐監～大監	佐世保～博多～東京～八戸～大湊
舞監～大監	東舞鶴～京都～東京～八戸～大湊

(旅行日数)

- 5 旅行日数は、公務上の必要により特に出発時刻が明示されている場合、その他別に定めのある場合を除き通常の朝食後、直ちに出発するものとして計算した日数の範囲内において、現に要した日数によるものとする。

(旅行が近距離の場合の旅行日数)

- 6 旅行の行程が、鉄道片道100キロメートル（水路2分の1キロメートル、陸路4分の1キロメートルは、それぞれ鉄道1キロメートルに換算する。）に満たない場合は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合を除き、日帰り旅行として旅行命令等を発するものとする。

(病院に入院中の艦船乗組員が、復帰するため旅行する場合の旅費支給庁)

- 7 海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院に入院中の艦船乗組員が、当該乗組艦船に復帰するため旅行する場合の旅費は、当該入院先病院で概算払することができるものとし、当該旅費の請求、精算等の手続きは、次項の規定に準じて処理するものとする。

(赴任旅費の概算払)

- 8 隊員が、防衛省に属する在勤官署相互間において赴任する場合の赴任旅費は、次の各号に定めるところにより旧在勤官署で概算払することができるものとする。

- (1) 概算払できる旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料（赴任の際扶養親族を移転しないで赴任後、直ちに営舎内に居住又は艦船に乗り組む者を除く。）及び扶養親族移転料（着後手当に相当する部分を除く。）とする。
- (2) 赴任に当たり旧在勤官署で赴任旅費の概算払を受けようとする場合は、所定の様式

- による旅費概算請求書（3部）に所要事項を記載し、当該赴任発令前に所属していた旅行命令権者の認印（1部）を受けた後、旧在勤官署の経費を所掌する資金前渡官吏（分任資金前渡官吏を含む。以下同じ。）に提出して旅費の支給を受けるものとする。
- (3) 前号の場合において、移転料及び扶養親族移転料の支給を請求する場合には、当該旅費概算請求書の空白の箇所（空白箇所がない場合は別紙）に移転前及び移転先の住所又は居所並びに扶養親族の氏名、本人との続柄及び生年月日を付記するものとする。
- (4) 旧在勤官署の経費を所掌する資金前渡官吏は、前各号の規定により赴任旅費支給の請求を受けたときは、所要事項を審査した後、その支払を行うものとする。この場合、旧在勤官署の経費を所掌する資金前渡官吏は、新在勤官署の経費を所掌する支出官又は資金前渡官吏から当該旅費の支払について依頼があつたものとみなすものとする。
- (5) 前号の規定により旅費の概算払をした資金前渡官吏は、概算払整理簿にその旨を記載した後、当該請求書の写（1部）を新在勤官署の経費を所掌する支出官又は資金前渡官吏に送付して、その旨を通報するものとする。
- (6) 前号の規定により通報する場合には、当該旅費概算請求書の写の上部余白の箇所に「赴任旅費通報」と記載するとともに新在勤官署の経費を所掌する支出官名又は資金前渡官吏名（注：赴任旅費通報のあて先）及び自己名（印共）を記載して送付するものとする。
- (7) 第2号の規定により赴任旅費の概算払を受けた者は、赴任が完了した日の翌日から起算して14日以内に所定の様式による旅費精算請求書（3部）を作成し、新在勤官署において所属する旅行命令権者の認印（1部）を受けた後、新在勤官署の経費を所掌する支出官又は資金前渡官吏に提出して精算するものとする。
- (8) 前号の場合において、移転料及び扶養親族移転料の概算払の精算に係るものについては、当該移転の事実を証明する書類その他当該旅費の精算に必要な書類を添付するものとする。
- (9) 当該隊員の新在勤官署の経費を所掌する資金前渡官吏は、第6号の規定により送付を受けた赴任旅費通報及び前2号の規定により提出された旅費精算請求書を照合して精算業務を行い、当該旅費精算請求書の写（1部）を、当該旅費の概算払をした支出官又は資金前渡官吏に送付してその旨を通報するものとする。
- (10) 前号の規定により通報する場合には、当該旅費精算請求書の写の上部余白の箇所「赴任旅費精算済通報」と記載するとともに、当該旅費の概算払をした支出官名及び資金前渡官吏（注：赴任旅費精算済通報のあて先）及び自己名（印共）を記載して送付するものとする。
- (11) 概算払をした資金前渡官吏は、前号の規定により送付を受けた赴任旅費精算済通報に基づいて、概算払整理簿に精算に係る事項を記載して整理するものとする。
- (12) 精算をした資金前渡官吏は、精算の結果概算払いされた額が過払になつている場合の返納金は、次区分に従い、当該各号に定めるところにより処理するものとする。
- ア 当該概算払が海上自衛隊の支出官に属する資金前渡官吏の支払に係るときは、当

該精算を行つた資金前渡官吏の資金に戻入する。

イ 当該概算払が海上自衛隊以外の支出官又は資金前渡官吏の支出又は支払に係るときは、当該概算払を行つた支出官又は資金前渡官吏に対し、過払額を徴収するための債権発生通知書を第10号の規定による赴任旅費精算済通報に添えて送付し、返納告知書の送付を受けて処理する。

(鉄道運賃の計算)

9 鉄道の運賃は、旅行経路により、かつ、次の各号に掲げる方法により経費が最も経済的となるよう計算した額を支給するものとする。

(1) 1個の旅行において、目的地が2以上ある場合には、当該旅行区間に対する乗車券の通用期間と、旅行日数とを考慮して可能な限り通し乗車券を購入するものとして、途中下車制度を活用する。

(2) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する会社の鉄道、航路の片道のキロ程が601キロメートル以上ある区間を往復する旅行の場合には、往復乗車券を購入するものとして往復割引制度を適用する。

(普通急行料金及び特別急行料金算定のキロ程)

10 普通急行料金（以下「急行料金」という。）及び特別急行料金（以下「特急料金」という。）は、出発地駅と目的地駅との相互間内において、当該駅に最も近い普通急行列車（以下「急行」という。）又は特別急行列車（以下「特急」という。）の停車相互間のキロ程により算定した額を支給するものとする。

(新幹線特急料金の取扱い)

11 旅行区間のうち、新幹線を利用できる区間がある場合には、新幹線特急料金を支給することができるものとし、その取扱は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 新幹線特急料金は、新幹線特急を運行する線路による旅行が片道100キロメートル以上の場合に支給する。

(2) 旅行が、新幹線とその他の線とにまたがる場合において、新幹線特急運行区間及びその他の線の特急運行区間が、それぞれ片道100キロメートル以上で、かつ、新幹線に併行する在来線と、その他の線とを連続運行する特急（例、東京、九州間直通運行の特急）がある場合には、前号の規定にかかわらず、新幹線特急料金を支給しないで、在来線による特急料金を支給する。ただし、旅行日数等を考慮して新幹線特急料金を支給する方が明らかに経費が経済的となる場合及び旅行命令権者が、公務上の必要により新幹線特急を利用しなければ業務遂行に支障をきたすと認めた場合には、新幹線特急料金を支給することができる。

(3) 新幹線特急料金を支給することができる場合において、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行日数が新幹線を利用した場合の通常の日数に比べて多くなる場合には、新幹線特急料金を支給しないで、在来線による特急料金又は急行料金を支給するものとする。

(乗継急行料金の適用)

12 旅行が、新幹線特急運行区間と、その他の線の特急又は急行の運行区間にまたがる場合及び本州と北海道又は四国の特急又は急行運行区間にまたがる場合の特急料金及び急行料金は、乗継割引急行料金制度を適用するものとする。

13 削除

(航空賃の割引運賃の適用)

14 民間航空機により旅行する場合は、各種割引航空運賃制度(早期取得割引、往復割引、パック料金等)を積極的に利用するものとする。この場合は、当該割引された航空賃を支給するものとする。

(官用車を利用して旅行した場合の日当)

15 隊員が、官用車を利用して旅行した場合の日当の額は、次の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 鉄道と道路が併行している場合又は目的地へ鉄道を利用することが可能な場合には、陸路の路程によらないで鉄道の路程により計算した額による。

(2) 前号以外の場合には、陸路の路程により計算した額による。

(日帰り日額旅費の支給制限)

16 防衛省所管旅費取扱規則(平成18年防衛庁訓令第109号。以下「訓令」という。)第13条ただし書の「旅行命令権者が特に必要がないと認める場合」は、当該旅行について公用の交通機関を利用又は乗者券等の交付を受ける等により交通費を要しない場合とする。

(艦船建造の現場監督に従事する隊員に支給する旅費の取扱い)

17 艦船建造の現場監督に従事する隊員が、当該用務地に長期間滞在することを命ぜられた場合における訓令第14条に定める同令別表第4の適用については、同表の「下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合」の項を適用するものとする。

(新規採用隊員の教育期間中の日額旅費の支給)

18 新たに採用された隊員が、その採用後、直ちに学校その他の教育訓練施設において教育を受けるため、当該施設に滞在中の期間は、訓令第16条第1項の規定にかかわらず、同項に定める日額費は支給しないものとする。

(教育、訓練等終了と同時に転任のため旅行する場合の旅費の取扱い)

19 隊員が、教育、訓練等終了と同時に当該教育、訓練等のための派遣元部隊等の所在地と同一地内及び在勤地にある部隊等へ転任のために行う旅行の旅賃は、原隊復帰する例により計算した旅費を支給するものとする。(注:支弁科目は、当該教育、訓練等のため旅行した場合に支給された科目に同じ。)

(外国にある居住地から採用された自衛官の赴任旅費の取扱い)

20 新たに採用された自衛官が、その採用に伴う移転のため外国旅行を行つた場合(住所若しくは居所から在勤官署に旅行)には、当該旅行を内国旅行とみなし、訓令第8条の規定による不採用者の出頭の例により計算した額の赴任旅費を支給するものとする。この場合、必要がある場合には、食卓料を支給することができるものとする。

(硫黄島・南鳥島にかかわる赴任旅費の支給要領)

21 1 扶養親族を移転しない場合

(1) 厚木地区所在の部隊と硫黄島基地及び南鳥島基地相互間を赴任し、幹部隊舎に居住又は営舎外に居住した場合は、日当並びに移転料定額の2分の1に相当する額に10分の8を乗じて得た額及び着後手当を支給する。

(2) 厚木地区所在以外の部隊等と硫黄島基地及び南鳥島基地相互間を赴任し、幹部隊舎に居住又は営舎外に居住した場合は、運賃、日当、宿泊料並びに移転料定額の2分の1に相当する額及び着後手当を支給する。

2 扶養親族を移転する場合

(1) 最高許容路程は、旧在勤地又は新在勤地と厚木基地間の路程に、厚木基地と硫黄島間の路程1,188km(航空路図誌による。)を加算した路程とする。

(2) 「職員相当の運賃額」は、旧在勤地又は新在勤地と厚木基地間の運賃に、厚木基地と硫黄島間の路程1,188kmに相当する鉄道運賃(空路1kmをもつて鉄道1kmとする。)の額を加算した額を超えないものとする。

3 厚木、硫黄島及び南鳥島の各基地で官用便を待つ場合

(1) 厚木地区所在以外の部隊等から赴任する場合は、原則として部内泊で、食事は無料支給とし、その日にかかわる日当の額は定額の2分の1に相当する額を支給する。

(2) 旧在勤地で官用便を待つ場合は、日当及び宿泊料は支給しない。ただし、経由する硫黄島基地で官用便を待つ場合は、部内泊で、食事は無料支給とし、その日にかかわる日当の額は定額の2分の1に相当する額を支給する。

4 硫黄島基地及び南鳥島基地に転任の予定で、厚木地区所在の部隊に「付」の発令をされた場合は、「付」の期間中は旅費を支給しない。

5 その他

当該規定によるほか、法及び訓令の規定による。

(親族出頭旅費と遺族旅費の併合)

22 訓令第7条第3号及び同令第10条の規定により旅費の支給を受けた者に対しても法第3条第2項第2号及び同法第30条の規定による旅費(以下「遺族旅費」という。)を支給することができるものとする。

(遺族旅費)

23 法第3条第2項第2号及び同法第30条に規定する旅費は、隊員が出勤、災害派遣、演習、配置替等のため部隊が輸送されている途中で死亡した場合においても支給できるものとする。この場合、隊員が艦船により行動中死亡した場合の死亡地は、その艦船が、当該隊員の死亡後最初に入港した地をいうものとする。

(帰省旅費の支給対象)

24 防衛省所管旅費取扱規則の運用について(防経会第53号。19. 1. 4)(第7条関係)第4項に規定する「艦船に乗組みを命ぜられている者」には、赴任に当たり、移転料又

は扶養親族移転料の支給を受けた者（訓令第22条第1項第2号の規定により移転料の支給を受けた場合を除く。）を含まないものとする。

（帰省旅費の支給手続）

- 25 資金前渡官吏は、帰省旅費を支給しようとするときは、当該隊員の休暇票に基づいて、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2第1号様式（甲）による旅費概算（精算）請求書を作成して支給するものとする。